

# 広野町新型コロナウイルスワクチン接種に係る タクシー利用料金助成事業について

公共交通や他者の協力無しでは、新型コロナウイルスワクチン接種会場に出向くことが困難な方に対し、タクシーを利用した際の料金を助成することで、ワクチン接種の機会を確保することを目的とした事業です。

## ○事業の内容

ワクチンを接種するにあたり、広野町内のご自宅と、同じく広野町内のワクチン接種会場（高野病院または馬場医院）との往復のため、タクシーを利用した際に利用できる「タクシー利用料金助成券」を交付します。

交付する枚数は4枚です。（ワクチンは2回接種する必要があるため、2回接種する際の往復分として交付します。）

## ○対象となる方

お車などを運転することができない場合や、移動の際に他者の協力が得られない場合など、タクシーを使わなければワクチン接種会場に出向くことが困難な方で、広野町の住民基本台帳に登録されている方や、原子力災害により広野町内に避難されている避難者台帳に登録されている方のうち、次のいずれかの要件を満たす方が対象となります。

- ① 65歳以上の方（昭和32年4月1日以前に生まれた方）
- ② 身体障害者福祉法等の規定による障がい者手帳の交付を受けた方
- ③ 運転免許証を自主返納された方

## ○申請の手順

1. 広野町コロナワクチンコールセンターにお電話をいただき、ワクチン接種予約を入れる際、タクシーを利用したい旨をお伝えください。お住まいのご住所に申請書と返信用封筒を郵送します。

コールセンターの電話番号は **0120-567-513** です。

2. お手元に届いた申請書に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒に申請書を入れてご返送ください。
3. 申請内容を審査した後、適当と認められた場合は決定通知書とタクシー助成券4枚を郵送します。

## ○利用できるタクシー会社

ご利用いただけるタクシー会社は、「広野タクシー有限会社」のみです。

電話：0240-27-2151

## ○使い方

1. ワクチン接種日の前日までに、広野タクシーに電話で利用予約を入れて下さい。
2. タクシー降車時に、「タクシー利用料金助成券」を乗務員へ渡してください。
3. 助成の上限は1回のご利用につき3,500円です。これを超えた金額は自己負担となります。おつりは出ません。
4. 広野町内のご自宅と、同じく広野町内のワクチン接種会場（高野病院または馬場医院）の往復のみお使いいただけます。経路地がある場合は助成券を利用できません。
5. 「タクシー利用料金助成券」に記載のあるお名前の方のみお使いいただけます。移動などに際に介助が必要な場合は、介助していただける方は同乗いただけます。

## ○有効期限

タクシー利用料金助成券の有効期限は、令和4年3月31日までです。

## ○お問い合わせ先

詳しくは、広野町コロナワクチンコールセンター、または広野町保健センターへお問い合わせください。

コールセンター      0120-567-513

広野町保健センター   0240-27-3040